平成２４年（フ）第４４０号
東京都武蔵野市境３丁目９－２
債務者　山中　幸子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４５２号
東京都練馬区大泉学園町７―17―13　社会福祉法人いずみ寮、住民票上の住所東京都大田区羽田６丁目３－３
債務者　芦澤　愛美
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４５４号
東京都豊島区駒込２丁目７－５―202
債務者　諸橋　富子
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４５９号
東京都江戸川区一之江５丁目21―14―205
債務者　高山　城一
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４６１号
神奈川県横浜市戸塚区汲沢８丁目19―６―204
債務者　木村　有希
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９１号
神奈川県横浜市保土ケ谷区東川島町62―12
債務者　萩島　宏子
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９２号
東京都調布市調布ケ丘３丁目66―１―113
債務者　香川　浩子（旧姓諏訪）
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９３号
東京都葛飾区金町６丁目12―13―305
債務者　緑川　晃好
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９５号
埼玉県川口市江戸袋１丁目30―24―202
債務者　高野　景子
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９６号
東京都港区南麻布１丁目７―27―1001
債務者　三宅　雄毅
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９７号
神奈川県茅ヶ崎市南湖６丁目２―17　尾高コーポⅢ―202
債務者　長谷川かおり（旧姓古田）
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９８号
東京都大田区池上３丁目21―４―301
債務者　中村　理恵（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５０４号
東京都杉並区和泉４丁目６－８―201
債務者　橋本　敏行
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５１８号
東京都新宿区戸山２丁目10―603
債務者　太田るり子
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５２３号
東京都港区白金台４丁目７－５―402
債務者　杉川　順子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部